

## 平成23年度 第1回 府中市景観審議会会議録

- 1 開催年月日 平成23年4月28日(木) 午後2時00分開会  
午後4時40分閉会

2 出席者(五十音順)

審議会委員	饗	庭	伸	
	加	藤	幸	枝
	鈴	木	啓	子
	千	賀	裕	太 郎
	高	谷	時	彦
	高	橋	成	忠
	竹	内	章	
	田	中	友	章
	中	根	勝	士
	早	川	洋	子

3 傍聴者 なし

4 議事日程

- 日程第1 「平成22年度第9回景観審議会の会議録の確認について」  
日程第2 景観構想(朝日町三丁目地内 国土交通省関東地方整備局)について  
日程第3 その他

5 議事

(1) 日程第1について

- ア 【審議結果】 議事録について確認した。  
イ 審議会意見  
特になし

(2) 日程第2について

- ア 【審議結果】 答申とする。  
イ 事務局より前回の審議会の意見を受けた事業者の対応を説明。  
ウ 審議会意見  
(委員) 当該地周辺には病院や児童施設等があり、騒音が気になる。周辺施設に確認したが、説明会に出席しておらず内容については分からないとの事であった。  
(市) 事業者からは個別に説明をしていると聞いている。また、音の発生につ

いては第七機動隊の訓練自体1ヶ月に1、2回程度であり、現在調布市にある第七機動隊施設では周辺が低層住宅地となっているが問題は発生していないとの事である。

(委員) 今後、騒音の大きさや質等、具体的な説明をする機会はないのか。

(市) 府中市紛争予防条例による説明がある。事業者に伝える。

(委員) 榊原記念病院との敷地境界線のコンクリート壁を透過性にしない理由として、榊原記念病院の駐車場があるためとしているが、病院南側のポプラが植わっている空地から歩行者が連続的に視認出来るため、透過性フェンスにし連続性を確保していく必要はあるのではないか。

また、北側の軽自動車検査協会と当該地は一体の土地であるので、現在は二つの土地であっても一体的で良好な維持管理ができた方がいい。

(市) 防犯と維持管理の点から駐車場のフェンスはコンクリートにしていると聞いている。景観協定を策定する際には景観審議会に諮るので宜しくお願ひする。

また、当該地、軽自動車検査協会及び榊原記念病院について、今後一体的な維持管理など協力を求めていきたいと考えている。

(委員) P7のイメージパースを見ると榊原記念病院駐輪場裏の透過性フェンスについて、歩道状空地上にも設置されているように見えるがどうか。

(市) フェンスが設置されている図となっている。ご意見として承り、事業者を確認したい。

(委員) 通用門の部分が分かりにくい。

(委員) 事後でもかまわないので断面図があった方がいい。コンクリート壁についても3m程度の高さになるため、圧迫感の軽減を考えてほしい。

(市) 分かりやすい図面を作るように伝える。

(委員) 敷地境界線に緑地を設けコンクリート壁をその後方に設けることは出来ないか。

(市) 榊原記念病院への配慮、防犯や維持管理の点から協議した結果、こういった計画となっている。

(委員) 今後病院と協議していくのであれば、緑地帯の維持管理についてよく話し合い、その上でコンクリート壁の位置を動かすことも可能かと思う。景観協定についても範囲に入れるよう榊原記念病院にもあたってほしい。

(委員) 20m超のポプラが伐採されるのはもったいないと思う。

(市) 事業者がポプラを伐採しないパターンも検討したが、非常に困難なためこの計画になったとしている。補植は行うとの事である。植栽はなるべく残していこうと考えているが、大木を移植するとなると根付かない可能性があり難しい。

(委員) 色についてだが現在検討されているものはかなり白く、汚れやすい。また、5YRではピンクっぽく見える。この周辺であれば、病院や緑の関係上どのような明るさの色がいいのかを考慮する事が重要だと考えられる。今後はイメージしている色見本やタイルの提示等をしていただき

たい。結論として、違う色にする必要は無いが、明度8だと白く見え汚れ等が心配される。

(委員) 建築物の上部が濃い色であり、威圧感があるように感じられるので、なるべく薄い方がいいと思う。

(委員) 屋上の北側に設置されているものは太陽光パネルになるのか。

(市) 太陽光パネルと聞いている。30kw程度なら発電可能であり、施設利用者による二酸化炭素排出量削減の意識啓発にも努めるとしている。

(委員) P6の訓練棟とある建物は何をするものなのか。

(市) ロープを使った訓練などを行うとしている。外部からの見え方については配慮すると聞いている。

(委員) 訓練の様子が見えれば地域に開かれた施設になるのではないかと思う。

(会長) 答申を出す時期については事業者との協議が整った段階にしたい。協議の内容は今後委員の方々に伝えようと思うがどうか。

(委員) 今後の答申を出す時期や修正については会長に一任したい。

## エ 答申案について

### (7) 答申案内容

1 隣接地境や道路沿いの植栽及び外構計画については、道路及び交差点からの歩行者の見え方に配慮するとともに、既存樹木を積極的に残し、沿道緑化に努めること。

2 建築物の形態及び色彩計画については、低層階と上層階の色彩のバランスや近隣施設との調和など、さらなる素材やデザインの検討に努めること。

3 敷地内に新植するポプラについては、隣接地に既存のポプラ並木が存在することから、交差点や歩道からの見え方を考慮し、既存のポプラと連続性を持たせた配置とし、調和がとれるよう、将来にわたり維持管理すること。

4 本敷地は、地区計画区域内で施設の形態等は担保されているが、将来にわたりさらなる良好なまち並みが維持されるよう、施設や植栽等の維持管理に関する景観協定について、周辺施設も含め検討すること。

### (4) 審議会意見

(委員) 答申案1番目の「道路及び交差点」及び3番目の「交差点や歩道」に「周辺施設内の公共的空間」と加えたものとしてほしい。

(委員) 答申案1番目の「歩行者」を削除したらどうか。

(委員) 答申案4番目に訓練等による施設からの発生音について検討する旨を記載してほしい。

(会長) 答申内容は事務局と相談し、意見を反映して答申とする。

## (3) 日程第3について

### ア 府中市景観条例の改正について

(7) 事務局より府中市景観条例の改正箇所について報告。

### (4) 審議会意見

(委員) 墓地の届出は多いのか。

(市) 今後出てくる可能性がある。

市の方針として、墓地をこれ以上作らないとしているが、やむをえない場合は協議を行えるようにした。

(委員) お墓ビルの取り扱いについてもよく検討した方がいい。

イ 本町一丁目地内 セントラル総合開発株式会社の報告について

(7) 事務局より景観構想(本町一丁目地内 セントラル総合開発株式会社)の答申に対する変更箇所について報告

(8) 審議会意見

(委員) 一団地の認定や日影規制特例、ツインタワーの検討など、以前伝えていた意見に対する返答はどうなっているのか。

(市) 一団地の認定については検討したが、北敷地が国史跡に指定され保護等の規制が発生する為、一団地の認定は難しい。日影規制特例についても検討したが断念せざるを得ない状況である。

事業者としては色や形態について一定の配慮をしたと聞いている。

(委員) 北敷地が国史跡に指定されたからこそ市として方針を定める必要があるのではないか。

(市) 連携し、よく協議していきたい。

(委員) 建築で出来ることは限定的であるではあるが、北敷地、南敷地の公開空地及び府中本町駅連絡通路のデザインを統一する等、質を高める必要があるため、調整できる仕組みを作るべきである。公開空地の事後の利活用についても、中間組織を入れる等検討していく必要はあると思う。

保育所の位置とアクセス方法について教えてほしい。

(市) P1の1-①の2階部分になる。保育所へは階段またはエレベーターで行ける。

(委員) 商業施設や保育所の人の動線についてどうやって調整するのか。全体を見ながら調整する必要がある。

(市) 今後、JRやふるさと文化財課と調整していくと聞いている。

(委員) 当該地は府中の顔となる部分であるため様々な意見交換を行い、全体を調整できるような仕組みを作り、質を高めていくべきである。

(市) 今後は文化財の協議会を立ち上げ、意見交換を行う予定である。

(委員) 協議会には景観審議会の委員も入った方がいいのではないかと。景観審議会の雰囲気伝えることが出来る。

(委員) 公開空地やエレベーター周りは長く議論を行い、柔軟な対応ができるようにしてほしい。

(委員) 以前の図面と比べると1部屋が狭くなっているように感じられる。また、延べ面積や公開空地の面積はどの程度変わっているのか。

(市) 延べ面積は23,583.84㎡から23,594.73㎡、公開空地は904.93㎡から1,044.82㎡と変更されている。

(委員) 公開空地に多くの人を訪れれば、マンションの住人から苦情などが来る可能性がある。

(委員) 1、2階に店舗が入るとの事であり、看板を設置すると思うが十分な

配慮をしてほしい。まだ早いかもしれないが、今の段階からある程度調整し、建物と一体的な看板とする等の誘導をした方がいい。

(委員) この件については今後も引き続き報告をしてほしい。

(委員) 景観協定については策定する考えはあるのか。

(市) 現在そのような話は出ていない。申し伝える。

ウ 東京都選定歴史的建造物の指定（聖将山東郷寺山門）について

(7) 事務局より聖将山東郷寺山門について東京都選定歴史的建造物に指定されたことを報告。

(1) 審議会意見

(委員) せっかく選定されたので市民に周知していく必要がある。また、周囲100m以内には高層の建築物を建てさせないなど、よく気をつけて守っていければいい。何か市で考えはあるのか。

(市) 各課にヒアリングを行い、声掛けもしている。何をするのは未定である。

(4) 日程第4について

次回審議会の日程は、後日調整して連絡する。

以上、会議の要旨を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

千賀 裕太郎

委 員 (竹内委員)

竹 内 章